



3. 住まい・暮らし

1 上下水道

▼ 使用に関する届出

転入や転出、転居などで上下水道を使用開始・休止したいときはご連絡ください。
書類（水道使用開始（異動）・休止届）は窓口のほか、村のホームページからダウンロードもできます。

受付：役場2階建設課 平日 午前8時15分～午後5時

内 容	いつまでに	だれが	どのように
開 始	希望日の2営業日前	本人や同一世帯の方	書類を提出
休 止			
使用者（名義）変更			

注意 休日や夜間など、役場閉庁時の開始・休止はできません。

▼ 料金（2019.1.1現在の1ヶ月あたり、消費税等込み）

納付方法：次のいずれかからお選びいただけます。

（ア）口座振替 ※10ページ参照 （イ）納付書 ※役場から郵送します。 （ウ）係員による集金

水道：

用 途		一般用	営業用	団体用	臨時用	公認 プール用
料 金	使用水量	8㎡まで			10㎡まで	100㎡まで
	金 額	1,933円	2,508円	2,508円	3,888円	27,000円
超過料金（1㎡あたり）		240円	313円	313円	388円	268円

メーター使用料：

□ 径	13mm	20mm	25mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm
料 金	108円	194円	216円	388円	2,052円	2,700円	3,348円	5,789円

下水道・農業集落排水：

基本料金	従量料金（1㎡あたり）			
10㎡まで	11㎡～30㎡	31㎡～60㎡	61㎡～200㎡	201㎡以上
1,974円	199円	216円	231円	246円

排水量の決め方：

水 道 の み	水道の使用水量 ＝ 排水量 となります。
水道以外の水を使用	家事のみに使用する場合は世帯人員×3㎡（水洗トイレの場合は4㎡）、浴槽は1個につき4㎡の認定使用水量を加算します。
水道と井戸水を使用	水道の使用水量に、井戸水の認定使用水量を加算します。

▼ 新しく水道を引きたい、漏水を修理したい（給水装置工事事業者）

蛇口交換のような軽易なものを除き、水道の工事は村が指定する事業者でなければできません。

事業者の一覧は、巻末のポケットに添付している「給水装置工事指定事業者一覧」をご覧ください。

指定事業者は不定期に変更があるため、ご依頼の際は「田舎館村の指定になっているか」ご確認をお願いします。最新の情報は村のホームページをご覧ください。役場2階建設課へお問い合わせください。



▼ 下水道に接続したい、壊れた汚水桝を修理したい（宅内排水設備工事事業者）

排水設備の工事は、村が指定する事業者でなければできません。

事業者の一覧は、巻末のポケットに添付している「宅内排水設備工事指定事業者一覧」をご覧ください。

指定事業者は不定期に変更があるため、ご依頼の際は「田舎館村の指定になっているか」ご確認をお願いします。最新の情報は村のホームページをご覧ください。役場2階建設課へお問い合わせください。

▼ 検針のために、家庭で気をつけてほしいこと

- ・メーターボックス上に自動車を止めたり、物を置いたりしないでください。
- ・メーターボックス付近に犬をつながないでください。
- ・春先はメーターボックス上の残雪や中の土などを取り除いておきましょう。



○【冬】検針の中止と推定水量

冬期間（12月～3月）は積雪によって、各戸の敷地内にある水道メーターの検針が困難になるため、冬期間の料金は推定水量で請求します。4月から検針を再開し、その際に冬期間の使用水量を精算します。使用水量が冬期間の推定水量を超えた場合は、毎月の請求額より高くなる場合があります。

○【冬】凍結に注意！水抜きを忘れずに

気温が氷点下のときは、水道が凍結し、水道管が破裂するおそれがありますので、水道凍結防止帯や水抜き栓の確認を必ず行ってください。

水抜き栓を閉めたつもりが半開き状態だった場合には、地下部分で漏水していることもあります。高額な料金が発生する原因になりますので、水抜き栓の開閉は最後までしっかり回ったことを確認し、十分注意してください。

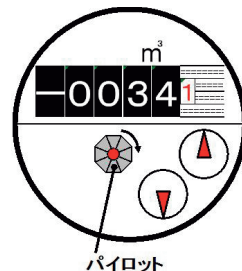
凍結や、水道管が破裂した場合の修理は、村が指定する「給水装置工事事業者」へ依頼してください。



○普段より料金が高い！漏水かも？

家中の全ての蛇口を閉めた状態で、水道メーターを確認し、メーター中央の銀色部分（パイロット）が回転していると漏水の可能性があります。

漏水を発見したときは、村が指定する「給水装置工事事業者」に依頼し、早めに修理をしましょう。



（問）▶ 建設課上水道係・下水道係・業務係
TEL：0172-58-2111（内線 233）

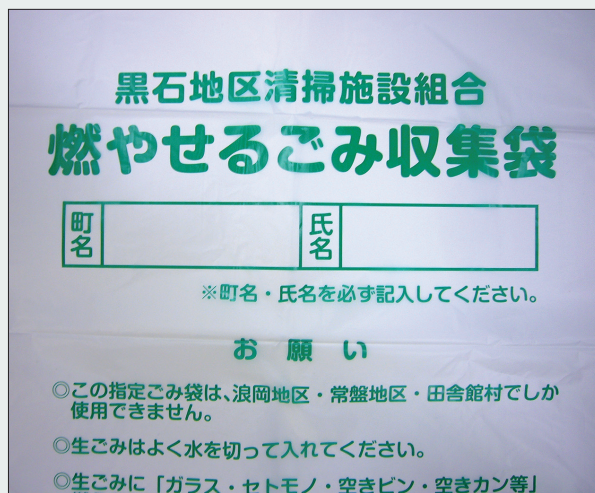
2 ごみ・環境

燃やせるごみ・燃やせないごみには指定の袋があり、黒石地区清掃施設組合が収集、処分しています。
家庭ごみの分別や出し方は、巻末のポケットに添付している「家庭ごみの正しい出し方」ポスターをご覧ください。
え、地区ごとの収集日と時間を守ってお出してください。

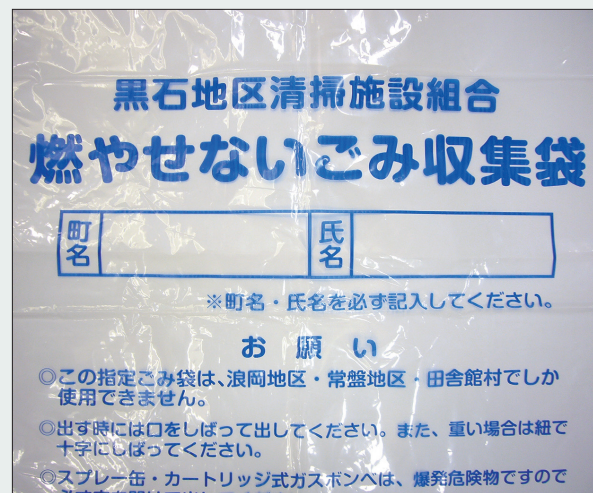
分別や捨て方に迷ったら、役場1階住民課へお気軽にご相談ください。
ポスターは窓口で配付しているほか、村のホームページでも公開しています。

注意 指定袋が使われていないときや、きちんと分別されていないごみは収集しません。
事業所から出たごみはお問い合わせください。

※燃やせるごみの袋は半透明

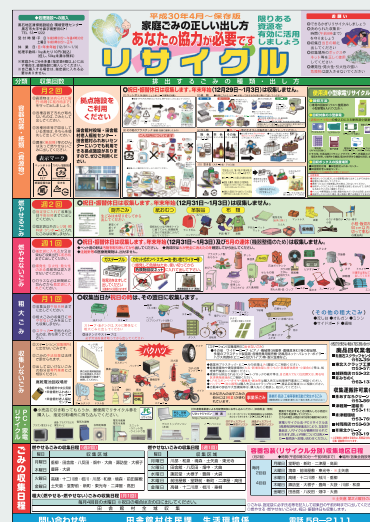


※燃やせないごみの袋は透明



指定袋の販売店（一例）

- ・村内のコンビニエンスストア、JA津軽みらい田舎館基幹グリーンセンター、DCMサンワ弘前堅田店ほか
- ・藤崎町内のスーパーやホームセンター各店
- ・黒石市内のドラッグストア・スーパー・ホームセンター各店
- ・青森市浪岡のドラッグストア・スーパー・ホームセンター各店



「家庭ごみの正しい出し方」ポスター▶

(問) ▶ 住民課生活環境係 TEL : 0172-58-2111 (内線 165)

▼ し尿のくみ取り

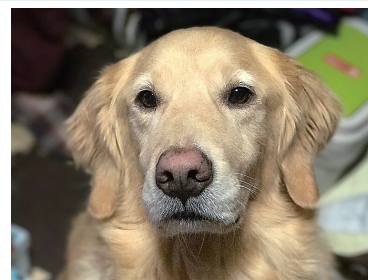
し尿をくみ取りたいときは以下の事業者にお問い合わせください。

(問) ▶ 和光衛生舎 (畑中地区) TEL : 0172-58-2505
河北衛生 (境森地区) TEL : 0172-58-2413

3 ペット

▼ 犬の登録

生まれてから91日以上経過した犬を飼うときは、登録（生涯一度）と年1回の狂犬病予防注射を受けることが義務となります。



○受付

役場1階住民課 平日 午前8時15分～午後5時

○登録料

3,000円

▼ 狂犬病予防注射

○料金：3,100円
(注射料 2,550円 + 注射済票交付手数料 550円)

毎年4月と10月に村内を巡回して、集合注射を行っています。事前に役場から届く「予防注射ハガキ」を忘れずにお持ちください。

○村内での集合注射を受けられなかった方

個別に動物病院で注射を受けてください。ただし、注射料金は動物病院によって異なります。

注射の際に「狂犬病予防注射済証」が渡されるので、それを持って役場1階住民課へお越しのうえ、注射済票の交付（手数料550円）を受けてください。

▼ こんなときは

○飼い犬が逃げ出した！

犬の登録状況、特徴、逃げ出したと思われる日時、場所などをお知らせください。

防災無線で迷い犬の情報を放送し、早期に保護できるよう協力します。

○道路で犬・猫の死骸を見つけたら

発見場所の状況をお知らせください。

鳥獣は役場1階産業課（20ページ参照）へお知らせください。

○野良犬を見かけたら・・・

犬の特徴、首輪の有無、見かけた場所、日時などをお知らせください。役場で捕獲、一時保護します。

野良犬は住民に襲いかかる危険性があるほか、首輪やリードが取れてしまった飼い犬の可能性もあります。



(問) ▶ 住民課生活環境係 TEL：0172-58-2111 (内線 165)

4 道路・水路

▼ 村道に排水管を埋設する、電柱を設置する

道路に“施設”を設置して使い続けることになるため、役場2階建設課へ「道路占用許可申請」が必要です。
また、地上だけではなく、道路がある敷地の地下や上空も該当します。

▼ 水路に家の乗り入れ口を設ける（蓋がけ）

村が管理する部分を占用する場合は、役場2階建設課へ「法定外公共物占有許可申請」が必要です。

また、水路のつけ替えや廃止、維持工事などを行う場合も申請が必要です。

※【法定外公共物】：道路法や河川法の適用・準用を受けない水路や里道



▼ 車乗り入れのため歩道を切り下げる、街路樹を移す

道路管理者以外の方が道路に関する工事を行うときは、道路管理者と協議のうえ、道路工事施工承認申請（道路法24条申請）によって承認を受けなければなりません。

道路管理者は村道・県道・国道によってそれぞれ異なり、工事に対する費用はすべて申請者の負担となります。



▼ 【冬】公道の除雪

村では、村道約400路線のうち約240路線を9台の除雪車で除雪しています。

次のことに皆様のご理解とご協力をよろしくお願いします。



路上駐車はダメ！・作業中の除雪車には近寄らない

除雪車は大型機械であり、除雪作業に支障をきたし路線全体の作業が遅れてしまいます！また、作業中の接近は大変危険です。

道路に雪を出さない

自宅前の歩道や出入り口はご自分で、生活道路は地区の皆様で雪かきをお願いします。除雪作業で寄せられた雪の片付けに、ご協力をお願いします。

深夜に作業します

除雪や排雪は交通渋滞を引き起こさないように、交通量の少なくなった夜間～早朝に行います。

▼ 【冬】雪置き場

宅地や村内事業所の雪を処理できるように、雪置き場を村内に2ヶ所ほど設けています。

具体的な場所は、「広報いなかだて」でお知らせしています。

運搬中の交通事故にはくれぐれもお気をつけください。



(問) ▶ 建設課建設第一係 TEL：0172-58-2111 (内線 231)

▼ 村道上で工事をする、催し物で村道を通行止めにする

黒石警察署へ「道路使用許可申請」が必要です。

(問) ▶ 黒石警察署 TEL：0172-52-3111

5 住宅・建物

▼ 建築

都市計画区域内での建築には、「建築確認申請」をはじめとする各種手続きが必要です。



▼ 解体

延べ床面積の合計が80㎡以上の建物を壊すときには、建設リサイクル法に基づく届け出が必要です。

○届出期限

工事着手の7日前まで

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)

▼ 遺跡地内での建築、工事

全国には文化財保護法における“周知の埋蔵文化財包蔵地”が約46,000ヶ所に存在しています。

村内では垂柳遺跡をはじめ、現在24ヶ所の遺跡があり、住宅地や畑、道路などがある土地に広く点在しています。

これらの土地で次のような土木工事や住宅等の建築をする場合は、着工前の届出義務があり、現地調査や試掘調査が必要です。調査はショベルカーのような重機の手配で費用が必要になる場合があるほか、調査期間によっては工事の時期が変わる可能性もあるため、そのような計画をお考えの方はご注意ください。

遺跡地の状況を知りたいときは、お問い合わせください。

工事の一例

- ・地盤調査、改良工事
- ・抜根や掘削を伴う土地工事
- ・ソーラーパネルの設置
- ・住宅や車庫、倉庫の建築



(問) ▶ 教育課文化財係 (中央公民館) TEL : 0172-58-2250

▼ 村営住宅

公営住宅法に基づき、26戸設置しています。詳しくは、役場2階建設課へお問い合わせください。

団地名	所在地	戸数	構造	規模	建築年度	家賃	敷金
西ヶ丘団地	田舎館村川部 字中西田地内	16戸	木造 2階建て	3LDK,水洗トイレ, 風呂釜	1998年	収入に基づき毎年 変更	家賃の 3か月分
		10戸	ブロック 造平屋建	3K,水洗トイレ (3戸)	1974年		
				2K,水洗トイレ (7戸)	1973年 1974年		

(問) ▶ 建設課建設第二係 TEL : 0172-58-2111 (内線 232)

▼ 空き家・空き地

自分が所有する財産に空き家・空き地がある場合、または相続でそのような財産を所有するかもしれない場合は、管理方法や財産の処分、利活用などを考えておきましょう。

管理不全の空き家は、腐食や老朽化が進行している状態で放置されることで、倒壊や部材の飛散などの人命に関わる問題に発展する可能性があり、防災・防犯上でのリスクも高くなってしまいます。トタンや外壁などが落下して他人に怪我を負わせた場合は所有者や管理者の責任となり、損害賠償を求められる可能性があります。

▼ 固定資産税と「特定空家等」認定

「空家等対策の推進に関する特別措置法」の施行に伴い、村の調査によって今後「特定空家等」と認定されたものは、所有者または管理者に対して、助言・指導、勧告、命令、代執行の行政措置を行います。

固定資産税は、住宅用地のうち一定のものについて税額が最大1/6まで減額される特例措置がありますが、空き家を放置したことで勧告を受けた場合はこの特例措置の対象から除外され、大幅な増額になる可能性があります。

特定空家等の定義

- そのまま放置すれば、
- ・倒壊の危険性がある
 - ・衛生上有害となるおそれがある
 - ・景観を著しく損なう状態 など



▼ 空き家を適切に管理しよう ～メンテナンス・売却・賃借・解体～

空き家を管理するときは、定期的に建物内の空気を入れ換え、掃除をするなどのメンテナンスを行いましょう。人が住まない空き家は、想像以上に早く傷んでしまいます。

いざ活用しようとなったときに、改修で多額の費用がかかってしまうことがないように、自身で住む予定がない場合は、売却や賃貸で人に住んでもらうことを考えましょう。

また、空き家を解体し、土地として活用する方法もあります。

(問) ▶ 総務課庶務係 TEL : 0172-58-2111 (内線 222)

▼ 土地・建物の相続登記を済ませましょう！

不動産の所有者が亡くなったときは、土地・建物
の名義を相続人の名義に変更しましょう。空き家・
空き地の活用や処分でも非常に重要です。

相続登記がなされていない結果、不動産の管理が
行われず、時間が過ぎて放置に至っているケースが
増えています。

相続登記は、不動産の所在地を管轄する法務局に
申請します。



○相続登記をしないと・・・

・相続人の死亡が重なると相続も重なってしまい、
現在の相続人を特定する調査に相当の時間がか
かり、手続きにかかる費用が高額になってしまう。

・自己名義でない不動産は、売却や自分の担保にす
ることができず、希望する時期に不動産を処分で
きない。

(問) ▶ 相続の相談は・・・税務課固定資産係
TEL：0172-58-2111 (内線 121)
登記のことは・・・青森地方法務局弘前支局
TEL：0172-26-1150 ※予約制

▼ 空き家・空き地バンクで利活用する、物件を探す

弘前圏域空き家・空き地バンク協議会が運用する「弘前圏域空き家・空き地バンク」では、弘前市・黒石市・
平川市・藤崎町・板柳町・大鰐町・田舎館村・西目屋村にある売りたい・貸したい物件を登録でき、その
情報をホームページで公開しています。そして、その情報を見て、買いたい・借りたい方と所有者との橋渡
しをしています。また、協議会に参画している金融機関では、バンクに登録された物件の購入等の住宅ロー
ンに対し、金利を優遇しています。

※【弘前圏域空き家・空き地バンク協議会】：弘前圏域定住自立圏8市町村、(公社)青森県宅地建物取引業
協会、(公社)全日本不動産協会青森県本部、(株)青森銀行、(株)みちのく銀行、青い森信用金庫、東奥信
用金庫で構成する組織

HP <http://www.city.hirosaki.aomori.jp/akiyabank-8/>

○費用を助成しています

村では、バンクを利用して村に定住していただける方に対し、取得経費の一部を助成しています。
詳しくは村のホームページをご覧になるか、役場2階企画観光課へご相談ください。

▶ 物件登録は物件が所在する市町村、利用者登録は次のいずれかの市町村

- | | |
|----------------|---------------------------|
| ・弘前市建設部建築指導課 | TEL：0172-40-0522 |
| ・黒石市企画財政部企画課 | TEL：0172-52-2111 |
| ・平川市企画財政部企画財政課 | TEL：0172-44-1111 |
| ・藤崎町企画財政課 | TEL：0172-88-8258 |
| ・板柳町企画財政課 | TEL：0172-73-2111 |
| ・大鰐町建設課 | TEL：0172-48-2111 |
| ・田舎館村企画観光課 | TEL：0172-58-2111 (内線 241) |
| ・西目屋村総務課 | TEL：0172-85-2111 |

6 産 業

▼ 田舎館村商工会



商工会には、経済産業大臣が定める資格を持つ「経営指導員」が常駐しており、金融、税制、労働など経営全般にわたって様々なサポートをしています。村内で引き続き6ヶ月以上、事務所・店舗・工場などを有する事業者であれば、規模の大小にかかわらず、誰でも加入できます。

また、個人事業所、自宅や小さな事業所を拠点とする方、農業を営む方で商品や収穫物を店舗などで販売している方も加入できます。

HP <http://www.a-bbn.jp/inakadate/>

○加入方法

加入申込書を提出していただきます。

○入会金・会費

個人事務所：月額1,000円
法人事務所：月額1,500円

▼ 商工会の主な取り組み

○経営・税務相談、経理指導

商工会の窓口や電話のほか、定期的に事務所を訪問する巡回相談を実施しています。また、法律や税務などは専門家による相談支援もあります。

○金 融

経営をより安定、向上させるために、金融や信用保証に関する相談や斡旋などを行っています。

○販売開拓支援

販路開拓支援の拠点として東京都有楽町に開設されているアンテナショップ「むらからまちから館」に村の特産品を出品しながら、需要動向の実態把握に努めています。

HP <http://murakara.shokokai.or.jp/>

○エキスパートバンク

ご要望に応じて、様々な分野の専門家や講師を無料で派遣しています。講師リストは青森県商工会連合会ホームページをご覧ください。

HP <http://aomorishokoren.or.jp/other/expert.html>

○共済制度

経営や事業者の生活安定のために各種共済制度があり、申し込みは窓口で受付けています。お気軽にご相談ください。

○倒産防止相談

倒産の恐れのある事業者から相談をいただいた場合、再建の方途について支援を行います。

(問) ▶ 田舎館村商工会 〒038-1121 田舎館村畑中字藤本180
TEL: 0172-58-2417

▼ 農業を始めたい

村では米やりんご、大豆が多く生産されています。また、いちご、トマト、ブロッコリーなどの高収益作物の生産を推進しています。

就農は、状況に応じて様々な支援制度がありますので、まずにご相談ください。



(問) ▶ 産業課産業係 TEL : 0172-58-2111 (内線 143)
 中南地域県民局地域農林水産部 TEL : 0172-33-4821
 JA 津軽みらい田舎館基幹グリーンセンター TEL : 0172-58-3638

▼ カラスやタヌキ、アナグマなどの有害鳥獣

道路で鳥獣の死骸を見つけたときや、農作物に被害を受けたときは、発見場所や状況をお知らせください。

犬・猫は役場1階住民課(14ページ参照)へお知らせください。



(問) ▶ 産業課産業係 TEL : 0172-58-2111 (内線 142)

▼ 農地の売買、賃借

農地を耕作するために売買、贈与、賃借、交換する場合は農業委員会の許可(農地法第3条)が必要です。

売買や賃借では、農地中間管理機構を活用して農地の集約などを行う方法、農業経営基盤強化促進法(大規模な面積を耕作する人が対象)に基づく方法もあります。

農地を取得する場合にはいくつかの条件がありますので、詳しくはお問い合わせください。



▼ 農地を宅地や駐車場、資材置き場に

農地を転用(耕作以外の目的で使用)する場合は、市街化区域内であれば農業委員会への届出、市街化区域外であれば青森県知事の許可が必要です。

農地の所有者自らが転用を行う場合(農地法第4条)、転用目的で農地を買う・借りる場合(農地法第5条)など、それぞれに手続きが必要です。

(問) ▶ 田舎館村農業委員会 TEL : 0172-58-2111 (内線 131)